

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和4年7月21日付け所沢市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議
が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

三ヶ島地区ところワゴン

路線の新設：若狭ルート、三ヶ島ルート

路線の変更：林・糞谷ルート

路線の廃止：若狭・三ヶ島ルート

(運行事業者 西武ハイヤー株式会社)

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

路線の新設及び路線の変更については別添の運行系統図のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃の種類および適用方法については現行どおり

額については別添運賃表のとおり

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和4年11月1日から実施

令和4年7月21日

所沢市地域公共交通協議会

会長 尾崎 晴男